

現物出資にも適格ってあるんすか
法2条12の14号
完全支配関係あれば簿価のまま出資できるのか
ぬわああああああ

え。でも個人からの現物出資は適格ありえないよな

ないけど同一の者による支配は適格だよ
令4条の3 13項

法人税法61の13
61の2第17号
IBM事件 東京地判H26.5.9 東京高判H27.3.25

プロラタ計算の結果、譲渡損が発生する場合がある

譲渡損益の計上とみなし配当の益金不算入 法22
自己株式として取得されることを予定して取得した株式にかかるみなし配当については除外 23Ⅲ、
二十三の2Ⅱ

措法9の7

株式交付→措令39の10の3③

有償減資はない
会社453、454

利益積立金額を資本に組み入れた場合のみなし配当課税は平成13年改正で廃止
平成14年に新設して平成19年に削除されたの

平成18年度税制改正
配当とは利益のみの場合 23条1項
資本が入っていれば24条1項4号

外国子会社株式簿価減額特例 令119の3
なんじゃこれ
2-3-22の2

混合配当事件
東京地裁平成29年12月6日

「課税庁において課税の公平の観点から対応が必要であるからといって、この二つの剰余金の配当の双方を併せて法人税法24条1項3号の資本金の額の減少に伴うものに該当することは、明文の規定に基づかずに納税者の選択した私法上の法形式を否認することであるから、許されない」

そのとおり

課税の公平とか担税力とかいう人はなんもわかつちやいない

残余財産確定で欠損金引継ぎって(法57Ⅱ)、資本を下回らないときは清算損失が自然に計上されることに気づいた